

佐賀県告示第313号

佐賀県婦人相談員設置規程の一部改正

佐賀県婦人相談員設置規程（昭和55年佐賀県告示第229号）の一部を次のように改正する。

平成26年 8 月15日

佐賀県知事 古 川 康

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(職務)</p> <p>第2条 相談員は、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに付随する業務を行うとともに、<u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第2項</u>に規定する被害者の相談に応じ、必要な指導を行う。</p>	<p>(職務)</p> <p>第2条 相談員は、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子につき、その発見に努め、相談に応じ、必要な指導を行い、及びこれらに付随する業務を行うとともに、<u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項</u>に規定する被害者及び同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者の相談に応じ、必要な指導を行う。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。